

豊橋市行政改革推進本部専門委員会運営要領(案)

1. 豊橋市行政改革推進本部専門委員会(以下「専門委員会」という。)は、公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は非公開とすることができる。
2. 委員長は、専門委員会の議事録を作成し、委員の了承を得て、公表する。
3. 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
4. その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。